

新規登録弁護士のみなさんへ

チューター制度のご案内

2013年1月

新規登録弁護士 各位

横浜弁護士会

会長 木村保夫

同若手会員育成支援委員会

委員長 水地啓子

1 はじめに

新規登録弁護士のみなさん、当会への入会、おめでとうございます。

昨今、新規登録弁護士の方々については、その就業形態が、イソ弁、ノキ弁、即独など様々であり、必ずしも先輩弁護士による十分なアドバイスが受けられない状態にあること、また、毎年の同期の登録人数も多く、横のつながりが希薄で、その点でも周囲のアドバイス等を受けられずに業務を遂行せざるを得ない側面があること、などの問題が指摘されてきました。

そこで、当会では、若手・新人会員のご意見もお聞きしたうえ、半年程度の議論を経て、新規登録弁護士に対するサポート制度として、2011年1月から「チューター制度」を発足させることになりました。

2 チューター制度の内容

チューター制度の内容は以下のようなものです。

- (1) チューター制度の対象者は、司法修習を終えて当会に入会した会員のうち、当会に入会した時点で弁護士登録をして1年未満の方々（以下「新人の方々」といいます。）です。弁護士登録をした時点で実務法曹経験が1年以上ある方々は除かれます。
- (2) 新人の方々を10人程度のグループに分けて、その各グループを、3人のチューター（30期代～40期代程度のベテラン、50期代の中堅、60期前後の若手の3名）がチームを組んで担当します。
- (3) 1月1日から12月31日までの1年間を1クールとします。12月登録の新人の方は、翌年1月から12月までチューター制度の支援を受けることができます。7月以降登録の方は、その年の12月までと、翌年1月から12月まで支援を受けることができます。
- (4) チューター制度の支援の内容ですが、具体的には、チューターの指導のもと、1年に4、5回程度の勉強会（+懇親会）を行う予定です。それ以外にも、仕事上悩んだときなどに、チューターの方に相談し、指導を仰ぐこともできます。
- (5) 勉強会（+懇親会）の開催場所、日にち、時間帯、勉強会の内容等につきましては、グループごとに決めていただくようお願いしております。
- (6) 勉強会の後、懇親会が実施されるときは、可能な限りご参加下さい。同期の横のつながり、チューターとのつながりを大切にしていきたいと思っております。
- (7) あなたが属するグループのメンバー及びチューターは別紙のとおりですので、ご確認下さい。後日、チューターから、具体的な勉強会等の日程・場所をご連絡します。

3 所管委員会

チューター制度を運営するのは「若手会員育成支援委員会」です。ご不明な点がございましたら、遠慮なく、当委員会にお問い合わせ下さい。

以上